

中世から革命期までのフランスにおけるバカロレア試験制度の特質

宮 脇 陽 三

内 容 目 次

- 一、中世から近世までのパリ大学における上級学部進級試験制度
- 二、イエス会教団寄宿学校における中等教育修了認定試験制度
- 三、革命期における中等教育修了認定試験制度

一、中世から近世までのパリ大学における上級学部進級試験制度

今日の大学入学資格試験制度の社会的性格を理解する一つの手掛かりとして、バカロレアの語源を検討する必要がある。バカロレアとは大学入学資格取得者 (bachelier) の称号を与える大学の授与する第一次学位である。

このバカロレア (baccalaureat) は第十六世紀に中世ラテン語バカロレアツス (baccalaureatus) をフランス語風に勝手に改変した語である。バカロレアツスの語源はバツカロリ (baccalauri)、「つまり」いちごやぶどうなど漿果の実」を示す語であるが、今日の大学入学資格取得者を示すバシュリエの語源である中世ラテン語バカラリウス (baccalarius) を、面白半分にはッカロリに改変してバカロレアツス

カロレア試験制度の特質

となり、さらにフランス語風のバカロレアとなったのである。

ところでバカラリウスは元来は大学入学資格取得者または大学入学資格学位を意味していなかったのである。このバカラリウスは中世ラテン語バカラリス (baccalaris) の慣用語であり、このバカラリスの語源は不明であるが、九世紀以降はバカラリア (baccalaria)、「つまり折半小作農法による小作農地所有者、農場所有者を示した。

中世封建体制下では、戦場において自ら独立の旗を立てることはできなかつたが、他人の旗に従って随行できる「若い騎士」(316) もバシュリエと呼ばれるようになり、それは騎士と楯持ちの中間にある騎士候補者の身分であつた。この騎士候補者は軍役に召集される義務を持つているが、自己の従者を持つていない若い貴族であつた。しかしデュルケムが指摘しているように、バシュリエの語がバ・シュバリエ (bas chevalier)、「つまり」下級騎士」から派生したという説明は誤まりなのである。

中世都市の同業組合ギルドの職場では、バシュリエの語は徒弟とか同業組合への未登録者、また同業組合へ親方 (師匠) として入会宣誓をしていない者にも使用されていた。

教会の職階制では、バシュリエの語は「見習僧」(10,222)、「つまり

教団の一員ではあるが、修道誓願を立てておらず、見習期にある者を示していた。

さらに第十七世紀頃までには、バジュリエの語は社会的にはまだ半人前程度の人、つまり「若い人」、「年少者」、「独身者」、「家族や家屋を所有していない人」、「社会的地位を持っていない人」などにも広く使用されるようになったのである。

ところで、騎士社会や都市の同業者団体などで永い間にわたって使用されてきたバジュリエの語が、いつ頃から教師と学生という二つの身分の中間的地位を占める討論裁定者、つまり大学人文学部課程修了者、また上級の神学部、法学部、医学部への進級資格者を示すようになったのかは、よく判らないのである。

バジュリエ称号は、最初はたんに教授免許試験^{バジュリエ}の形式的な受験資格でしかすぎなかったものであり、「元来はそれ自体学位ではなかった」(1132)のである。中世末期の第十五世紀以後になって、ほぼ明確に区分された教育過程の第一段階となり、その結果、大学の第一次学位として定着して使用されるようになったのである。

いずれにせよ、バジュリエの称号は、中世における同業組合制度の産物であり、同業組合制度や騎士制度と同じく、大学でも使用されるようになって、「はつきりと異なる二つの身分の中間的地位」(627)をいつも思い浮ばせるものとなったのである。つまり、バカロレア試験合格者とは特定の職業社会全般から見た場合には、まだ一人前の職業社会人としては認められていない準職業社会人を意味していたと言つてよい。

具体的にいえば、(一)人文学部教師は専ら教授し、(二)討論裁定修了証書取得者は人文学部で教授しながら、上級の神・法・区学部で学習し(三)学生は専ら学習する身分に区分されていたのである。

中世パリ大学では上級三学部の神学部、法学部、医学部への進級資格、つまりそれらの学部の下級学部である人文学部の課程修了認定試験は初めは「討論裁定」(determinatio)と呼ばれていた。討論裁定修了証書は通常十四歳から十六歳までの学生を対象に、出身民族別学生団体である国民団^{ナショナル}によって授与されたのである。この討論裁定試験では、学生は公開の席において、所定の主題について一つの論旨を討論形式によって擁護しなければならなかったのである。第十四世紀末頃には、このような討論裁定試験はバカロレアと呼ばれるようになったのである。

第二段階の教授免許^{バジュリエ}は、一二一五年の規則では「人文学部の授業を六カ年間聴講し、二カ年間講読(教授)することを約束し、すくなくとも二十一歳に達した学生」(126)に対して、文教担当僧によって授与された。しかし、学生は人文学部教師によって構成された試験委員会の試験に出席し、討論にも参加していなければならなかったのである。

第三段階の人文学部教師の地位は、教授免許を授与されると、ほどなくして与えられることになっていた。この資格の要件は、「年齢がすくなくとも二十歳以上であることと、人文学部授業を七カ年間聴講していること」(516)であった。この学位は、後には博士号とも呼ばれるようになり、学頭^{レクトル}によって授与されたが、ただそれは試験の可否にもとづいて行なわれたのではない。大学団体が就任式によって新人

に対して人文学部の学寮^{フレイシユ}での教授資格を与えたのである。

この新任教師は、さらに上級神・法・医学部でのバカロレア試験を試みる可能性を持っていた。上級三学部においても、やはり三種の学位、(一)当該学部の教授が授与するバカロレア、(二)文教担当僧が授与する教授免許^{リサシス}、(三)博士号^{ドクトゥール}の授与によって、学生の学業を認定したのである。

パリ大学の下級学部であり、現在の中等教育の担当部門である人文学部の教育課程は、七教養科、(一)三科^{トリイグワム}、すなわち言語と論理に関する科目(文法、修辭学、弁証法)、(二)四学^{クワドリグワム}、すなわち数に関する科目(算数幾何、天文、音楽)から発展した正講義(文法、論理学)と特殊講義(形而上学、倫理学、数学、博物学、天文学)によって構成されていた。前者は中等程度の教育課程であったが、後者は高等程度の教育課程であつて、教授免許志願者を対象に夕方や祭日に開講されたのである。

授業は書物中心の性格を保持していた。科学系統の科目の場合であっても、自然の現象や事象そのものを取扱うのではなくて、定評ある著作家の自然に関する記述をよく知ることに主眼がおかれていた。

教会公認の著書の講読と注釈には、三種類の教育技術が駆使された。

エクスポジチオ(義解)は、教師がその教科書の内容や文学的価値よりも論理的な形式、つまり著者の推論の嚴密性という角度から分析すべき技法であつた。

クアエスチオネス(まとめ)は、分析したものを短く要約し、一文にまとめる技術である。教師はひとつの命題に対して次々と賛否両論を

カロレア試験制度の特質

列挙し、その後で自己の主張を正当化した。

ディスプタチオ(討論演習)は、場合に依じて、教師や学生同志、あるいは教師と学生の間で戦わされた活発な討論の訓練である。

人文学部では、学生の知識への競争心を刺激するために、毎年所定の時期に討論演習が行われた。討論演習の目的は講義によって得られた知識材料の運用を練習することにある。このような目的は論争的な問題(questiones)の解決によって達成されるのである。

討論演習の場合には、通常、一人の教師が司会者(praesens)として論題を定立(thesis)する。参加者のうちの一人は反駁者として、順次に三段論法的に形成された論証(arguere)をもつて、司会者の定立を反駁する。他の一人は、司会者の側に立つて司会者の定立を擁護し、最後の議論の解決(respondere)を得んとするものである。

討論による試験は、学生の学習成果を評価し、司教庁文教担当僧に対する推薦の可否を決定した。この試験は、実際には討論を要約して裁定する形式で行われたことから、人文学部ではデテルミナチオ(討論裁定)と呼ばれたのである。

デテルミナチオの完全な語法は、「論争問題を裁定する」(determinare questionem) (86) ことである。ラシユドールによれば、デテルミナチオとは「少年または青年の応答反駁」(12450)を意味しており、いわば教師組合への加入の時や、その他の時の討論の一種の模倣であり、討論の司会者が討論を要約したり、結論づけたりした結びの行事から、「討論裁定」の語で呼ばれるようになったのである。デテルミナチオの場合の司会者は、修学の次の段階へ進級するバシ

ユリエであつて、反駁者は通常は司会者のバシュリエよりいくぶん低い段階の学生であつた。なおデテルミナチオの語は、法王ウルバヌス五世の教書では人文学部以外の学部でも使用されており、神学部ではデテルミナレ (determinare) の語も使用されていたのである。

討論裁定の形式による試験は、最初は隨意試験であつた。それは、おそらく教師よりも学生によつて自発的に始められたものであつたといつてよい。討論裁定試験は、第十三世紀中頃には教授免許志望のすべての人文学部学生に対する慣行上の試験となり、後には強制的試験となつたのである。一二七五年には旧来の討論裁定試験に関する規則が改定された。

一二七九年には、人文学部の学生であつて、ノートルダム司教庁文教担当僧に対する教授免許推薦希望者は、すべてあらかじめ討論裁定修了証書を取得していなければならなくなつたのである。

討論裁定修了証書発行許可条件は、(一)年齢満十四歳以上十六歳までの学生であること、(二)パリ大学または授業担当教師六人以上の他大学における論理学級二カ年履修者、または論理学級第三学年在学者であることであつた。

また討論裁定試験の受験資格は、つぎの通りである。(一)ポルフェリオスの「アリストテレス範疇論序説」、アリストテレスの「弁証法」、「誤謬推理論(ソフィスト的詭弁について)」などの論理学関係の著書に関する講義の聴講者であること、(二)通常は四旬斎の前十二月頃に行われるレスポンス (responsio) 試験において、文法と論理学に関する一人の教師との討論に二カ年間参加していること、(三)受験者自身が

コレッジ^{collegium}学寮での討論に二カ年間参加した経験者であることである。ただし、場合によつては、各国民団^{nationes}はこれらの条件を免除することもできたのである。

当代におけるパリ大学人文学部では、教師と学生はそれぞれ国籍を異にしていたので、民族のおよび言語的な類縁関係によつて国民別^{nationes}の集団を作っていた。これが国民団と呼ばれ、それにはフランス国民団 (ラテン系諸国)、ピカルディ国民団 (ピカル人、ワロン人)、ノルマンディ国民団 (ノルマン人とブルトン人) およびイギリス国民団 (イギリス人、ドイツ人、スウェーデン人) があつた。イギリス国民団にはゲルマン諸国が属していたが、一三四六年以後はドイツ国民団と改称されたのである。

一二四五年には、人文学部の四国民団は学頭 (recteur) を選出し、学頭は漸次に「大学団体の首長」(456) になつて行つたのである。

討論裁定試験は、一二七五年には第十四世紀末頃まで存続した形態を整備するに至つた。一二七五年には、討論裁定試験における司会者としての参加希望者に対して、適格か否かを確認し、また国民団に忠誠を宣誓しない受験者を閉め出すために、特別の資格審査を事前に実施することになつたのである。この事前審査のために、毎年クリスマス前に、学生は一人の教師と道徳の主題について討論を行わなければならなくなつたのである。

討論裁定試験は、四旬斎第一日曜日の次の火曜日か水曜日の前に開始された。この試験には、上級神・法・医学部の教師、副司教、中央寺院長なども列席した。パリ大学では、受験者は四旬斎終了までは、

毎日、麦わら通りの国民団ナシオンの学寮で討論裁定試験が行われた。

因みに、麦わら通りの名称は、その廬舎で教師の講義が行われることもあり、学生は地面に麦わらや干し草を敷いて、坐って聴講したのであるから、語源的には「まぐさ通り」(magas) というのが正しいのである。

第十五世紀になると、討論裁定試験の試験科目と試験方法は、一部変更されている。しかし、ドナッス、アリストテレス、ボエチウスの著書は必読書であつた。一三六六年と一四五二年の改革によって「ギリシヤ語文法」、「教戒」、「作詩法」などが加えられた。

しかし、論理学はつねに討論裁定試験において基礎科目としての地位を占めていた。中世教育の本質的目的は討論できる人間の陶冶にあつたからである。人文学部教師は学生を、なによりもまず「弁証家」(dialecticien) (2109) に養成しようとしたのである。なぜなら、当代における論理学、とりわけ弁証法の適用された問題は、人々の心に最も関係するところの問題であつたからである。

例えば、「神は全能なるか否か」のような信仰に関する切実な諸問題、また「われわれは時に心ならずも罪を犯すか否か」など、人間の思惟にたえず課せられる重大な諸問題であつた。実際、当代においては宗教の基礎となる一つの哲学が弁証法によって樹立されうると考えられていたのである。

討論裁定試験は、一次試験と二次試験に分れていたが、一次試験であるクリスマス前の討論裁定試験が、受験者にとっては重要であつた。受験者の学生は、教師の司会のもとに国民団の学寮で討論を行つ

た。討論は聖マルチヌス日(十一月十一日)からクリスマス(十二月二十五日)まで学寮や寄宿舎で行われた。

この第一次試験の終了後に、受験者は国民団が指定した試験官の前へ出頭した。試験官の選出方法は、各国民団ごとに異なっていた。たとえば、ピカルディ国民団では毎年十二月末頃に、各司教区ごとに学頭選出委員が指名された。

学頭選出委員は二群に分けられたが、各群とも二人の試験官、すなわち授業担当教師一人と授業非担当教師一人を指名した。指名された試験官は自分自身が直接に指導した門弟を受験者とすることは禁止された。

試験科目は文法、論理学およびアリストテレスとポルフェリオスの公認著書である。各試験官は、公認著書についての試問一題を受験者に必ず課すことになっていた。

試験終了後に、国民団長は試験官の投票によって試験合格者氏名を決定し、合格者名簿に署名し捺印した。ついで、大学権標捧持者は公開の席上で合格者名簿を読み上げた。合格者は国民団長に対して忠誠宣誓を行った。この宣誓式が終ると初めて、試験合格者はバシユリエと呼ばれたのである。

しかし、後になって学生数が増加し、学生の修学規律もゆるんでくるにつれて、二月上旬に行われる義務的試験の終了後は、四旬齋期間中の討論裁定試験は重要ではないようになり、中止されるに至つたのである。

各国民団は、試験方法において自国風の固有な特徴を保持してい

た。大学の各学部は討論裁定試験に対する干渉権を、まったく持つていなかった。バシュリエは大学国民団全体の代表管理者である学頭に對して、忠誠宣誓を行わないようになったのである。

大学が各地に増設されるにつれて、討論裁定試験は、ますます容易になった。時には、学生は、討論裁定修了証書またはバシュリエ称号を金で買うために、地方大学へ行き、すぐにパリ大学へ帰って来て、教授免許試験に合格するというようなことも見られるようになったのである。

このような大学の墮落を防止するために、フランス国民団は、一四四四年にバカロレア試験合格後一カ年間経過しなければ、何人であっても教授免許試験を受験できないと規定せざるをえなかったのである。

かくしてバカロレア試験は、一五九八年の規則によって、それ以前よりもいくぶんかは厳格な形態のもとにふたたび整備されるようになった。これまで人文学部が独占していた論理学授業は、完全課程学寮の教育課程の一部へ移管されることになった。

当代におけるパリ大学の学寮は、つぎのような二種類の学寮に分類することができるのである。(一)完全課程学寮は文学士を養成するために完全な教育課程を用意している学寮である。(二)その他の学寮は、給費生を収容することを主たる目的としている学寮であって、学舎というよりも、むしろ寄宿舎としての性格が濃厚であった。これらの寄宿舎的学寮は、単独では文学士を養成するためには、不完全な教育課程しか用意することができなかったために、学生は寄宿舎で行われる固

有の授業のほか、他の完全課程学寮で行われる授業にも出席しなければならなかったのである。

学寮における上級学年である論理学級へ進級するためには、学生は文法・文学教育履修証明書を提出して、上級学級教育課程の履修能力を証明しなければならないようになった。これは文芸復興運動の賜物であり、中世的なスコラ主義教育を近世的な人文主義教育へ代えるために闘争したラムスの努力の成果であった。

一五九八年の規則は、バカロレア試験の厳格性と公平性を保証するために必要な、つぎのような措置を講じている。(一)試験官は、試験業務の忠実な遂行を宣誓することになった。(二)受験者は身分証明書と人物証明書を提出することになった。(三)試験時間は三時間以上となった。(四)試験官としては、受験者が所属している国民団より四人または五人の修辞学担当教師が選定された。もし当該国民団において修辞学担当教師が欠員である場合には、他の国民団から補充されることになっていた。バカロレア試験の合格決定には、すくなくとも三人以上の試験官の同意が必要とされたのである。(五)受験費は、固定費と交際費に分れていた。固定費は国民団予算収入部と大学権標持者の人件費に充当された。徴収金額は受験者の推定収入金額に応じて定められた。受験者の部屋代、召使い給料を控除した生活費が、徴収金額の算定単位となっていた。受験者は、生活費の金額を宣誓して届け出た。国民団長は受験者の届出金額の増減調整権を持っていて、国民団、学部、大学団体の要求に応じて徴収金額を定めることになっていた。国民団、学部、大学団体は訴訟、使節、講義室建設など臨時支出の

必要な場合には、受験者に追加支払いを命ずることもできた。

大学権標持者に対する支払い金額は、時代または国民団ごとに異なっている。たとえば、一四二四年にイギリス国民団は、バカロレア受験者の給費の中から、学寮運営費として四スー、また試験費として二スーを天引きしている。フランス国民団は、受験者一人ごとに四スーを天引きしている。

司教庁文教担当僧、試験官、用務員は試験場となる教室の床面に、受験者の椅子代りに敷かれる干し草と麦わらの代金一برانまたは二ドウニエのほかに、なんらの謝礼も受取らなかった。

将来において大学の各学部教師とか、医師あるいは牧師などの専門職業に就職志望の学生は、バカロレア学位を請求した。当代における法学部は国家に対して有能な官吏を供給して、名声を得ていたけれども、まだ世俗性と聖職性を両方とも同じ程度に保有していたので、学生に対して文学バカロレアを要求するようなことはなかったのである。つまり、法学部における履修登録のためには、学生は哲学、ギリシア語、ラテン語履修証明書を提出するだけでよかったのである。

医学部での履修登録の場合でも、学生は文学バカロレア学位を取得していなくても、洗礼証明書と哲学二カ年精勤履修証明書を提出するだけでよかったのである。

したがって、事実上も理論上も、デテルミナチオまたはバカロレア学位よりも、哲学履修証明書が、第十七世紀以後の約二百年間にわたって、上級三学部への進級資格であり、事実上の中等教育修了認定証明書としての効力をもっていたということができるのである。

二、イエス会教団寄宿学校における中等教育修了認定試験制度

第十六世紀以後からフランス革命直前までのフランス中等教育は、強力なカトリック教団イエス会によって支配されたのである。イエス会は「すべては神の偉大なる栄光のために」を標語として成立し、会の三本柱は説教と懺悔と青年教育であった。

イエス会は諸侯、都市および富豪によって経済的に援助されたが、その内部の教育はイエス会総会長を中心に階級的に統制され、なんらの干渉も許さなかった。イエス会教団員は寄宿学校開設の認可を受けるやいなや、たちまち既成の大学から教師と学生を奪い取ったのである。イエス会教団学則によれば、これらのイエス会寄宿学校では、宗教教育のほかに古典文学（ギリシア語、ラテン語文法、古典、修辞学）、とりわけ仏文ラテン訳、ラテン語解釈、ラテン詩などラテン語優位の「修辞学」（*9.39*）が教授されたのである。

イエス会教団寄宿学校の教育課程は、第1表（*932/95*）に示す通りである。論理学（弁証法）に代ってギリシア語・ラテン語文法が教科の王座を占めている。ギリシア語・ラテン語古典は、学生に模倣させる文体の模範でしかなかったのである。

文章を書く技術、つまり文学趣味の育成が教育の目的となり、古典学習はそのための手段にすぎなくなったのである。しかし、教育が文章法の育成以外になんらの目的も持たなければ、教育はそこで停止せざるをえなくなる。これが、大学所属学寮およびイエス会教団寄宿学校において、修辞学級が完成学級となった理由である。修辞学に熟達した

第1表 イェス会教団寄宿学校の教育課程

学年	学級	教科 (午前)	配当時間 (分)
1	第6	(1)ラテン語著書・ラテン語文法・ギリシア語文法・ラテン語文法およびギリシア語文法解釈	45
		(2)宿題訂正	30
		(3)ラテン語解釈 (前時の復習と本時の取り扱い)	45
		(4)国語	30
2	第5	同上	同上
3	第4	同上	同上
4	第3	(1)文法およびラテン語著書の暗誦・文法解釈・文体論	45
		(2)宿題訂正	30
		(3)ラテン語解釈 (前時の復習と本時の取り扱い)	45
		(4)国語	30
5	第2	所定の教科課程なし	
6	修辞学	(1)記憶の練習・ラテン語解釈 (復習と本時の取り扱い)	60
		(2)雄弁家の著書の統書 (復習と本時の取り扱い・演説教本の書取り・討論など)	60

学生は、いわば修辞学以上に学習すべき対象がないので、かれの知育はそこで終了してしまうのである。

このような理由から、イェス会教団寄宿学校は大学の法・医・神学部への進学希望者に対して、文学バカロレア学位以外には、ほとんどなんらの準備も行わなかったのである。

イェス会教団は管轄下の寄宿学校を大学の内部組織に加入させることと、文学バカロレア学位授与権を獲得することに鋭意努力した。しかし、このような企図はポーランド・ドイツの二都市にある寄宿学校を除くと、ことごとく失敗したのである。

一六四二年にイェス会教団はクレルモン寄宿学校 (後のリセ・ルイ大王校) のために、文学バカロレア学位授与権を要求した。このクレルモン寄宿学校は一五六三年に創立され、一五九四年にいったん閉鎖されていたが、その後訴訟の結果、文学の教育権を獲得し、一六一八年に復興されて、当時五〇人以上の寄宿生を収容していたのである。当代におけるイェス会教団は、パリ高等法院管内だけでも約四〇校の寄宿学校を設置し経営していた。とりわけ、クレルモン寄宿学校は通学生を対象として無償制を実施していたので、パリ大学所属学寮の恐るべき競争相手となっていたのである。

その結果、パリ大学は所属学寮の自衛対策として、文学バカロレア学位をはじめ、その他の学位の請求者に対して、出身校証明書を提出するように要求するに至ったのである。一六四二年に、パリ大学総長はクレルモン寄宿学校出身学生四人に対して、バカロレア学位取得試験の受験を許可しなかった。その結果、学生は行政司法顧問会議に対して学位取得試験の受験許可を請願し、イェス会教団もこの訴訟を全面的に応援したのである。

イェス会教団は、(一)クレルモン寄宿学校をパリ大学所属教育施設として認可すること、(二)クレルモン寄宿学校の校長と教師に対して、パリ大学直轄の他の学寮の教師と同等の権利と特典を与えること、(三)ク

レルモン寄宿学校の学生にバカロレア学位取得試験を受験させ、他の大学所属学寮出身学生と差別待遇をしないで、同等の特典を与えることを請願した。しかし、この請願書は一七七八年の場合と同じく却下の憂目を見たのである。

ところで、イエス会教団が自己の弱点と考えていたバカロレア学位授与権問題は、事実上イエス会教団教育の真価を世間に対して認めさせるきっかけとなったのである。当代におけるイエス会教団寄宿学校が交付した学業終了証書の価値は、他のいかなる大学所属学寮が授与するバカロレア学位の価値よりも勝っていたのである。

イエス会教団寄宿学校の学業修了証書に対する絶大なる世間一般からの信用の基盤は、各学年進級試験制度にあったのである。イエス会教団寄宿学校では、学生はたんに卒業試験だけでなく、各学年(学級)修了試験も受験しなければならなかったのである。

この進級試験はきわめて厳格であって、落第者は原級留置となり、修学の見込みなき者は中途退学しなければならなかったのである。また学業不良などの理由で、他の寄宿学校へ転校する場合であっても、学業履修継続証明書が必要とされたのである。

学年末定期試験は、毎年八月二十三日に開始され、聖母マリア誕生祭(九月八日)前日に終了した。当日は、校長は聖記録大講堂で講話を行い、学年(学級)ごとに成績順に生徒全員の氏名を公表した。成績は、秀、優、良、可、不可の五段階絶対評点で評価された。

試験の成績評価には、年令条件も、保護者父兄の圧力も、まったく無関係であった。とりわけ、中等教育修了認定試験に相等する修辞学

級修了試験は、学生と両親によってもっとも重視されたのである。この修辞学級修了証書の価値は絶大であって、そのために修辞学級修了証書の交付を拒否された、ある学生は、校長に対して剣を握って修辞学級修了証書の交付を強要したとさえ、いわれているのである。

三 革命期における中等教育修了認定試験制度

革命期の諸議会に提出されたタレーランやコンドルセなどの国民教育案は、いずれの場合にも不思議なことには、公職への就職ならびに高等教育への入学に必要なとされる資格証明書を交付するための試験制度については言及していないのである。

当代における教育改革家は、いずれも中等教育の目的ならびに教育課程に対して、多大の関心を寄せているが、中等教育修了認定試験制度の問題については、まったく取り上げていないのである。

革命期までの中等学校は、まったく貴族階級子弟の教育施設であって、国家の給費による援助が途絶えてからは、自費で賄うことのできない貧困家庭の子弟にとっては、中等学校は近寄り難い所になってしまっていたのである。

革命期の教育行政家ラカナルの教育観によれば、(一)祖国の栄光と人間精神の進歩のために、青年市民は適材適所で、その才能の飛躍が図られなければならない。(二)財産の如何にかかわらず、市民はそれぞれの才能を十分に伸ばしうるものでなければならなかったのである。

このような趣旨のもとに、ラカナルは、一七九五年二月二五日の法

令において、これまでの中等教育施設である大学所属^{コレージュ}学寮に代るものとして、中央^{エコール・サントラル}学校の新設を提案したのである。ラカナルによれば、「この学校をわれわれが中央学校と名づけるのは、それが各県^{デパートマン}の小学校の中心に建設され、すべての被教育者が入学しやすいように設置されるからである。」(15159) すなわち、中央学校は各県の中央に設置されて、いずれの小学校からも進学しやすいようにして、中等教育施設に対する通学距離によって生ずる不公平を、できるだけ減らそうとしたのである。

中央学校の教育内容について、トラシは、「旧中等^{コレージュ}学校では哲学と文学しが教授されなかったが、新設の中央学校の教育課程は、(一)言語・文学部門、(二)物理学・数学部門、(三)道徳学・政治学部門の三部門から構成され、各部門は精神陶冶に緊密な関係をもたなければならならぬ」(816)と述べている。

中央学校の教育課程は、第2表に示すように各部門が二カ年ごとに区切って教授されたのである。このような教育内容に関するラカナルの教育観の要旨は、つぎの通りである。(一)芸術国フランスの伝統からみても、芸術教育の価値は高く評価されるべきであり、芸術が国民を墮落させたというのは俗説にすぎない。(二)産業の進歩と発達に応じた実業教育が必要である。(三)数学は必須不可欠の教科である。数学なくしては天文も航海もその指針を失い、建築も造船もその法則を失い、造兵も築城もその基底を失ってしまうであろう。(四)図画は、今日まで画家だけに必要であると考えられてきたが、眼でもって自然の特徴を明確に把握できるように習慣づけるために必要な教科である。図画

第2表 中央学校教育課程

履修段階	入学年齢 (才)	履修期間 (年)	教 科 目
第1期	12	2	(1) 図 画 (2) 博 物 学 (3) 古代語 (ラテン語) (4) 現代外国語
第2期	14	2	(1) 数 学 (2) 実験物理学 (3) 実験化学
第3期	16	2	(1) 一般文法 (2) 歴史学 (3) 法律学 (4) 文 芸

は、まさに音楽が耳に対する幾何学であるのと同じように、眼に対する幾何学なのである。

このような趣旨にもとづいて、ラカナルは、これらの教科目が中央学校の主要な教育内容とならなければならないと考えたのである。

ラカナルの教育法令は、他の二つの補足的法令によって整備された。一つは一七九五年二月一日のパリに中央学校を設置することを定めた法令であり、他は同年四月七日の各県に中央学校を設置することを定めた法令である。この二つの法令によって、パリに五校、地方の

各県に九六校の中央学校が設置されることになったのである。

しかし、ラカナルの周的な配慮にもかかわらず、(一)中央学校の維持と経営に必要な経済的基盤が確立されていなかったこと、(二)適当な中央学校教員の確保が困難であったことなどの理由から、中央学校は所期の目的を十分に達成することができなかったのである。

一八〇二年五月一日の法律は、中等教育機関を、(一)国立中等学校と、(二)公私立中等学校に区分した。リセは、国立の政府直轄中等学校であり、控訴院の設置数と同数だけ設置された。因みに、リセという名称は、ギリシアのアリストテレスが講義したアテネの遊歩場であるリュケイオンの名称を、革命期の教育改革家であるミラボやコンドルセが、その教育改革案の中でフランス語風にリセと変化させて借用していたのを、そのまま受け継いだものと考えられるのである。

なお公立中等学校は、後に公立中等学校と改称され、私立中等学校は民間の有志個人によって設置・維持されたのである。いずれにせよ、ラテン語、国語、地理、歴史、数学の各教科を教授する学校は、すべて「中等学校」(916)として認可されたのである。

しかるに、この一八〇二年の法律においても、バカロレア試験と類似の中等教育修了認定試験制度については、なんらの規定もされていないのである。この法律は、中等教育修了期限を満十八歳と規定している。国家は、六千四百人のリセ生徒数の五分の一に相等する給費生採用試験合格者に対して、専門大学校給費と公職就職を保証したのである。

フルクロワは、一八〇二年四月二〇日の立法議会において、この給

費生採用試験の趣旨について、つぎのように述べている。「生徒は、リセで六カ年間履修し、その後に生徒数の十分の二に相等する者が専門大学校へ配属され、国費で教育を受け、生計を維持する。生徒には法学、医学、数学、物理学、兵学、工学、外交、行政、天文学、商業絵画、建築などのすべての門戸が開放される。専門大学校入学試験の不合格者であっても、公共事業の諸学校を受験できるし、土木技術、砲兵、海軍、土木局、鉱山、地理学方面の公職に就職できることになったのである。」(821)

要するに、革命期の公教育制度制定の目的は、国家に有用な人材の育成にあったといつてよい。すなわち、科学的教養は、それが職業的教養の条件である限りにおいてしか必要ではないと考えられたのである。国民議會は、高等教育は職能および職業に基づいて組織されなければならないと考えていた。

かくして、国民議會は、(一)人間の知識の各部門を一つの強固な結束のうちに接近させようとはしないで、かえって高等教育機関を専門化しなければならないこと、(二)各種の専門大学校はそれぞれ別個のものであり、互いに独立した機関でなければならないこと、(三)一つの科学的準備を必要とする職業の存在するだけ、それに応ずる専門大学校が存在しなければならないということを議決したのである。

統領政府下においても、このような専門大学校、たとえば高等師範学校、工科大学校、軍医学校、東洋現代語学校への入学許可または国家行政機関各界への就職保証が、自動的に中等教育修了認定とみなされたというべきであろう。

つまり中等教育機関とみなされる国立中等学校ですら、大学各学部に対して学生を供給するという目的なり役割を持つてはいなかったのである。国立中等学校は、それ自体、官公吏や職業軍人を養成する専門学校であつたのであり、完成教育機関であつたというべきである。これは、当代における中等教育と高等教育が事実上まだ未分化状態にあり、公教育制度の組織化原理が職業的専門化原理であつたからであると考えられる。そのために、国立中等学校修了証書は自動的に高等教育入学許可証書または大学入学資格学位に結びつくことができなかったのではないかと考えられるのである。(一九七四・七・二〇稿)

参考文献

- (1) Aigrain, R., Histoire des universités, 1949.
- (2) Chevallier, P., L'enseignement français de la révolution à nos jours, 1968.
- (3) Durkheim, E., L'évolution pédagogique en France I, 1938.
- (4) Gal, R., Histoire de l'éducation, 1953.
- (5) Glorieux, P., Aux origines de la Sorbonne I, 1966.
- (6) Léon, A., Histoire de l'enseignement en France, 1967.
- (7) Mornet, D., Les origines intellectuelles de la révolution française 1715~1787, 1967.
- (8) Piobetta, J. B., Le baccalauréat, 1937.
- (9) Weill, G., Histoire de l'enseignement secondaire en France, 1921.
- (10) Cubberley, E. P., The History of Education, 1948.
- (11) Monroe, P., A Text-Book in the History of Education, 1906.
- (12) Rashdall, H., The University of Europe in the Middle Ages I,

1964.

- (13) 田辺寿利訳、教育と社会学、日光書院、昭和二年
- (14) 渡辺誠訳、革命議会における教育計画、岩波文庫、岩波書店、昭和二十四年
- (15) 渡辺 誠、コンドルセ、岩波新書、岩波書店、昭和二十四年
- (16) 渡辺誠、フランス革命期の教育、福村書店、一九五三年
- (17) 野田良之、教育の理想——コンドルセの民主主義教育論——、弘文堂、昭和二年
- (18) 皇 至道、中世大学の本質(広島文理科大学教育学研究室・教育科学3)、岩波書店、昭和一〇年
- (19) 皇 至道、大学制度の研究、柳原書店、昭和三〇年
- (20) 皇 至道、大学の歴史と改革、講談社現代新書、講談社、昭和四五年
- (21) 横尾壮英訳、大学の起源上、東洋館、昭和四一年
- (22) 小関藤一郎訳、フランス教育思想史上・下、普遍社、一九六六年
- (23) 松島 釣、フランス革命期における公教育制度の成立過程、亜紀書房、一九六八年
- (24) 坂田太郎・山田九朗監訳、フランス革命の知的起源下、頸草書房、一九七一年
- (25) 池端次郎訳、フランス教育史、文庫クセジュ、白水社、一九六九年

【備考】文中の()内の数字は文献番号と、文献の引用頁数を示す。

【付記】 本稿の要旨は昭和四十九年九月二日に広島大学における日本教育学会第三十三回大会外国教育史部会の席上で口頭発表した。